

## 「奥出雲町町産材利用促進事業費補助金」の概要

奥出雲町内で伐採された木材を使用して住宅の新築、増改築、修繕、リフォーム又はリノベーションを行う住宅を対象に助成を行います。

①補助対象者	次の各号に掲げる全ての要件に該当する者  (1)町内に住民登録がある者（新築工事等に伴い転入する予定である者を含む。） (2)町内に自ら居住するための住宅を、町内に事業所（個人事業者を含む。）を有する者に新築工事等を行わせ、かつ、当該住宅において1㎡以上の町産材を新たに使用する者 (3)町税及び町に対する債務の滞納がない者 (4)この補助金を過去に受けていない者
②助成金額	使用した町産材1㎡当たり 10万円（上限200万円/戸） （使用量は小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位まで）
③用語の定義	(1)住宅 住居として使用する一戸建て住宅又は居住部分の延床面積が2分の1以上の一戸建て住宅であるもの。 (2)新築・増改築 建築確認済証又は建築工事届に記載されている工事種別が新築、増築又は改築となっているもの。 (3)修繕 老朽化又は棄損した住宅の機能の一部又は全部を回復させること。 (4)リフォーム 既存の住宅の床面積を変更せずに、住宅の内装及び外装又は外構の改装工事を行うもの。 (5)リノベーション 既存の住宅を別の仕様で造り替え、性能や品質を向上させること。

（裏面へ）

〈お問い合わせ・書類提出先〉

〒699-1592（私書箱）

奥出雲町三成358番地1

電話：0854-54-2513 FAX：0854-54-0052

メール：kankyou@town.okuizumo.shimane.jp

奥出雲町環境政策課 林業係（仁多庁舎2階）

補助金申請の流れ

①交付申請	<p>補助金の交付を受けようとする者は、その<b>住宅の工事の着工までに</b>交付申請書（様式第1号）を提出。</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p><input type="checkbox"/>建築確認済証又は建築工事届の写し（新築又は増改築の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>住宅瑕疵担保責任保険の加入を示すもの（新築の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>町産材使用予定量が確認できる工事契約書又は見積書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>設計図（平面図）の写し</p> <p><input type="checkbox"/>発行後3箇月以内の世帯構成員全員が記載された住民票</p> <p><input type="checkbox"/>その他町長が必要と認める書類</p>
②交付決定	<p>交付申請の内容を審査し、<b>適当と認められる場合は、補助金交付決定</b>通知書により申請者に通知。</p>
③工事着手	<p><b>補助金交付決定後、工事に着手してください。</b></p>
④変更申請	<p><b>補助金の増額又は30パーセントを超える減額</b>が生じた場合は、<b>変更</b>交付申請書（様式第3号）を提出。</p>
⑤変更決定	<p><b>適当と認められる場合は、補助金変更交付決定</b>通知書により申請者に通知。</p>
⑥実績報告	<p>新築工事等が完了したときは、<b>実績報告書</b>（様式第6号）を提出。</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p><input type="checkbox"/>設計図（平面図）の写し</p> <p><input type="checkbox"/>町産材使用証明書</p> <p><input type="checkbox"/>町産材の納材時の現場写真、住宅の工事中及び完了後の写真</p> <p><input type="checkbox"/>新築工事等に伴い町内に転入する予定で申請をした者は、世帯構成員全員が記載された住民票</p>
⑦確定通知	<p>実績報告の内容を確認し、<b>補助金額確定</b>通知書を申請者に通知。</p>
⑧補助金請求	<p>確定通知を受けた者は、<b>補助金請求書</b>（様式第8号）を提出。</p>
⑨補助金交付	<p>請求書に記載された指定口座に補助金を交付します。</p>

※単年度で事業が完了しない場合は、翌年度まで繰り越すことが可能です。